

環境に配慮した設備などの助成内容

施設の種別	助成金額	
雨水貯留施設 (雨水活用施設として市販されている雨水タンクが対象)	設置費の3分の1、限度額1万円	
太陽光発電施設	発電能力1kwにつき3万円、限度額10万円	
太陽熱利用施設 (不凍液などを強制循環する集熱器と集めた熱エネルギーを貯蔵する蓄熱槽により構成され、集めた熱を給湯等に利用するシステムが対象)	1施設につき3万円	
風力発電施設	発電能力1kwにつき3万円、限度額9万円	
低公害車 (新車のみ。電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車対象)	通常車との差額に0.2を乗じた額、限度額10万円	
省エネナビ (財団法人 省エネルギーセンターに登録された機種が対象)	購入価格の2分の1、限度額1万円	
高効率給湯器	CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	1施設につき2万円
	潜熱回収型給湯器	1施設につき3千円
	ガスエンジン給湯器	1施設につき2万円

太陽光発電ひとくちメモ
容量1キロワットの太陽光発電施設を設置すると、年間1000キロワット時の発電ができる。推計されているほか、火力発電所等で発電する際に発

④市税等の滞納がない。
※現在市外にお住まいで、平成21年3月末日までに転入できる方も対象です。

現在、地球規模で問題となっている干ばつや洪水などの異常気象は、二酸化炭素などの温室効果ガスによる温暖化が原因といわれています。このため、生態系

地球温暖化防止対策

一人一人が省エネ行動を



や農作物に悪影響を及ぼす温暖化を防止することは、わたしたちが最優先に取り組むべき問題です。
そこで市では、「地球にやさしい家庭づくり」として、次の行動を推進してまいります。日常生活で一人一人が省エネ行動を実践していくことが大切です。
◇暖房は20℃以下、冷房は28℃以上に設定する
◇人のいない部屋は電気を

また市では、家庭から排出される温室効果ガスの削減を図るため、自然エネルギーを利用した太陽光発電施設や太陽熱高度利用施設、省エネルギーの高効率給湯器など設備等の設置・導入を促進しています。これらの設備等の設置・導入に対する経費の一部を補助する制度がありますので、

太陽光発電施設等の設置に補助

申請は着工前に、ぜひ利用を(左上表参照)。詳しくは、環境保全課へお問い合わせください。
【補助条件】
補助を受けるには、次の①～④すべてに該当していることが条件で、申請は着工前に行ってください。
①これから設置・導入する設備等である(設置・導入済のもの対象外)
②市内の自宅または事業所を対象となる設備等(市が定める要件を満たした物)を設置・導入する
③平成21年3月末日までに設置・導入が完了する
④市税等の滞納がない。

介護保険料

65歳から算定方法と納付方法が変わります

40歳から納めていた、介護保険料は、65歳に到達した月の分から、算定方法と納付方法が変わります。

図1 保険料の納め方(例)

昭和18年8月1日生まれの方の場合…7月31日が65歳到達日
○保険料は7月(=65歳到達日の月)から翌年3月までの9カ月分
○納付書は8月(=65歳到達日の翌月)に送付

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分	分

健康保険料(税)と市から送られた納付書で納めます一括で納めます

◇第5段階の介護保険料(年額52,500円)に該当した場合の納付書期別保険料

期別	月	期別保険料
3期	8月	5,075円
4期	9月	4,900円
5期	10月	4,900円
6期	11月	4,900円
7期	12月	4,900円
8期	1月	4,900円
9期	2月	4,900円
10期	3月	4,900円
合計		39,375円

※100円未満の端数を最初の期で調整します

表1 平成20年度所得段階別介護保険料額

所得段階	対象となる条件	年額保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で本人および世帯全員が住民税非課税の方	12,600円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円以下の方	12,600円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計額が80万円を超える方	27,300円
第4段階	本人が住民税非課税の方(世帯内に住民税課税者がいる場合)	42,000円
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	52,500円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	65,100円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	77,700円

4月1日付け 市の人事異動351人発令

市では、4月1日付けで、部長級34人、課長級76人、副主幹級56人、主査級47人を含む351人の人事異動を発令しました。部長級以上の異動は次のとおりです(かっこ内は旧)。

▽理事兼教育部長(企画部長) 山本紳一郎 ▽市長室長(参事兼議事事務局次長) 横山和幸 ▽総務部長(議事事務局次長) 高山央

▽総務部次長(総務部参事兼職員課長) 伊東満 ▽総務部参事兼広聴相談課長(教育総務部参事兼教育総務課長) 市川満 ▽企画部長(企画部次長) 高橋功雄 ▽企画部次長(企画部参事兼企画政策課長) 瀬戸清規

▽財務部長(財務部次長) 清水昭 ▽財務部次長(総務部参事兼文書法制課長) 松井俊治 ▽財務部参事兼財政課長(財政課長) 斉藤重男 ▽財務部参事兼市民税課長(市民税課長) 小泉博 ▽市民協働部長(保健福祉部次長) 村井敏男 ▽市民協働部次長(生涯学習部参事兼スポーツ課長) 伊藤藤龍紀 ▽保健福祉部次長(福祉事務所長) 総務部参事兼契約検査課長 赤澤真二 ▽保健福祉部参事兼高齢介護課長(青少年課長) 窪田一夫 ▽経済環境部長(生涯学習部次長) 石川義彦 ▽経済環境部次長(財務部参事兼資産課長) 落里部長(市長室長) 加藤豊彦 ▽まちづくり部参事兼公園緑地課長(駅周辺対策課長) 中里和美 ▽消防長(消防次長) 柳田洋司 ▽消防次長 柳田直吉 ▽参事兼消防総務課長(参事兼予防課長) 廣瀬勇 ▽議事事務局次長(総務部次長) 三橋忠夫 ▽参事兼議事事務局次長(保健福祉部参事兼高齢福祉課長) 猪熊政喜 ▽教育部次長(企画部参事兼市民協働課長) 小倉一夫 ▽教育部専任参事(学校教育担当) (神奈川県) 李代邦英 ▽教育部参事兼生涯学習文化財課長兼中央公民館長 兼温故館長(建設総務課長) 武井克夫 ▽選挙管理委員会事務局次長(生涯学習部長) 清田一秀。

職員課(☎235・4502)。